

各 位

令和 8 年 9 月 15 日

庄 原 市 長
(総務部管財課)

電子契約の利用開始について(お知らせ)

庄原市役所 総務部 管財課

本市においては、令和 8 年 10 月 1 日(木)以降に契約を締結する案件より、電子契約の利用を開始しますので、皆様にお知らせします。

本市が利用する電子契約の詳細事項については、**別紙 1**「庄原市が利用する電子契約の詳細事項」を参照してください。

電子契約の利用に関して、不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

なお、電子契約システムの操作などに関する事項については、操作説明資料内に示していますヘルプセンター等にお問い合わせください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp

庄原市が利用する電子契約の詳細事項

1. 電子契約の対象とする契約種別等

(1) 契約種別

物品購入、物品リース(賃貸借)、役務提供業務、電力供給、電気通信役務 等とします。

※当面は建設工事、測量コンサルタント等業務については電子契約の対象としませんが、これらを対象とする際には、皆様にお知らせします。

(2) 契約方法

入札分、随意契約(見積競争、特命随意契約)分とします。

※当面は総務部管財課契約係が契約手続きを行う案件を電子契約の対象としますが、本市の他部署の契約案件を対象とする際には、皆様にお知らせします。

(3) 当初契約・変更契約

当初契約のほか、変更契約も電子契約の対象としますが、変更契約は原則として当初契約において電子契約によった場合のみとします。

(4) その他

電子署名の成される日が、契約書に記載する契約締結日から一か月を超えることが見込まれる案件については、電子契約の対象としません。

2. 各事業者における電子契約の利用方法

電子契約を利用されたい事業者においては、本市に対し「電子契約利用申請書」の電子データを提出(電子メールにて送付)してください。本市にて登録後は、電子契約の利用が可能となります。

なお、本書面は利用開始時のみに提出いただき、契約案件ごとの提出は不要です。

記載内容に変更事項があった場合は、その都度本書面を提出ください。

<提出先の事項>

- ・提出先：庄原市総務部管財課契約係
- ・メールアドレス：keiyaku@city.shobara.lg.jp
- ・注意事項：本書面は、E x c e l形式で作成しており、このままのファイル形式で提出してください。(PDFファイルに変換しないでください。)

3. 電子契約の操作説明書

「庄原市電子契約システム操作説明資料(事業者向け)」を参照してください。

なお、本市においては電子契約の利用に関し、説明会は開催しません。

4. 電子契約の利用に係る費用負担

事業者側の電子契約システムの利用料は無料です。

5. 紙書類による契約

本市において電子契約の利用開始後においても、紙書類による契約を引き続き行います。今後も引き続き紙書類による契約を希望される場合は、本市に対して電子契約利用申請書を提出される必要はありません。

また、本市に対し「電子契約利用申請書」を提出し、電子契約の利用登録をされていても、契約締結前に電子契約か紙書類契約かを選択いただくことが可能です。

6. 電子契約の特徴・メリット等

このことについては、**別紙2**「電子契約とは？」を参照してください。

7. 電子契約における契約締結日の取り扱い

このことについては、契約書に記載の契約日を契約締結日として取り扱います。

なお、この取り扱いについては、今後電子契約にて契約を締結する契約書面に記載することとします。

8. 契約書書面に誤りがあった場合の対応

(1) 受注者が電子署名を行う前の場合

この場合、本市から送付された契約書面について、受注者側で誤りに気付いた場合等が想定されますが、電子契約システムにおいて、署名の辞退をしていただきます(詳しくは、庄原市電子契約システム操作説明資料(事業者向け)の14ページに記しています。)

その後において、あらためて本市より契約書面を訂正した内容で、電子署名を依頼させていただきます。

(2) 契約当事者の電子署名が行われた(契約が締結された)後の場合

電子契約システムにて契約当事者双方が手続きを行うと、電子署名やタイムスタンプによって改ざん防止と証拠力を担保しているため、一度締結が完了した文書(原本データ)を直接修正・変更することはできません。

この場合、下記の2つの方法のいずれかにより対応します。

- ①本市において、誤りの事項を訂正する内容を記した「覚書」を契約当事者で電子契約システムにて交わす
- ②本市において、誤りの事項を訂正すること、誤りがあった契約書について無効とすることを示した契約書を再度作成し、契約当事者の電子契約の手続きを行う

9. 本市が利用する電子契約システム

システム名：GMOサイン

運営事業者：GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

10. その他

- ・本市が利用する電子契約システムは、本市で独自に利用手続きを行っているものであり、広島県土木建築局で導入されている電子契約システムと関係はありません。
- ・本市が利用する電子契約システムは、契約締結の手続きのみに使用し、契約締結後の提出書類(着手届等)を提出、保存する機能はありません。

電子契約とは？

工事や備品購入などの契約手続きにおいては、各種法律の改正によって、紙書類の代わりに電子ファイルにて契約を締結する「電子契約」が利用可能となっており、官公庁や民間企業において利用が広がってきています。

＜電子契約システムの特徴(庄原市が利用するシステムの場合)＞

- ・電子契約システムは、インターネット上でWEBブラウザ(Microsoft EDGE、Google Chrome等)にて作動するため、事業者側でパソコンに専用のソフトをインストールするなどといった手続きは不要です
- ・契約書類はPDFファイルとして取り扱うことができ、必要に応じて紙書類に印刷できます
- ・高いセキュリティ対策が施されたシステムを利用します

また、電子契約システムを利用することにより、事務手続きの省力化等、下記に示す様々なメリットがあります。

＜電子契約システムを利用する場合の事業者側のメリット＞

- ・契約締結時に発注者へ出向く必要がなくなり、移動コスト・リスクを低減できます
- ・インターネット上での手続きとなるため、契約手続きを迅速化できます
- ・印紙税を負担する契約(工事請負契約等)については、印紙税の負担がなくなります(最新の印紙税法等の規定によります)
- ・紙書類が少なくなるため、書類の管理コスト(保管場所の確保等)を低減できます
- ・契約書が電子データとなるため、書類が検索しやすくなります

＜電子契約システムのイメージ図＞

